

2020年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Xは、刑事被告人として勾留によりP拘置所（刑事施設）に収容されている者である。P拘置所では、被収容者が定期購読し得る新聞紙について、毎年被収容者に対して実施するアンケート調査の結果に基づき、拘置所長Yが2紙を選定することになっている。Xの収容時点では、前年度のアンケート調査の結果に基づいて、日刊新聞紙であるA紙とB紙が選定されていた。

P拘置所では、新聞紙が配達された後、職員によって内容検査が行われる。内容検査では、記事内容だけでなく、広告として掲載されている週刊誌の見出しなども確認し、被収容者に閲読させることのできない部分（例えば自殺事故を内容とするもの）については、主として抹消の方法により、厚紙で抹消箇所以外の外枠を作成し、インクを染み込ませたローラー又は黒マジックなどを使用して抹消箇所を黒塗りし、乾燥させるという作業が行われる。2000名を超える被収容者がいるP拘置所では、毎朝届けられる500部の新聞紙について、3名の職員が始業時刻の2時間前に出勤して内容検査を行っていた。もし、被収容者全員に対して各々が希望する新聞紙の定期購読を認めた場合には、拘置所が取り扱う購読紙の紙種が増えて部数も膨大なものとなり、内容検査の負担が増えるだけでなく、仕分けや配布作業などの業務に多大な時間と労力が費やされる。そこでYは、選定した2紙以外の新聞の定期購読を認めれば、拘置所内の規律および秩序維持のための業務態勢に大きな影響が及ぶと考えていた。

Xは、収容前から、Yが選定した2紙とは記事の内容や取り上げ方の異なるC紙（日刊新聞紙）を定期購読していたため、収容中も自費による定期購読をYに求めた。しかし、Yは、前記の考えから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律71条に基づき、Xの要求を認めなかった。【参考資料】

もっとも、P拘置所においては、差入れの方法によりさえすれば選定された2紙以外の新聞を購読することは可能であり、その旨の説明をXはYから受けていた。しかし、差入れによる場合、外部の人間に依頼し、毎回その者に差入れを行ってもらう必要がある、また、差し入れられた新聞は内容検査に数日を要するのが通例であったため、Xは差入れの方法によることを断念した。

Xは、YがC紙の定期購読を認めなかったことは違憲、違法であるとして、国を相手に国家賠償法1条1項に基づき慰謝料などを請求しようと考えている。

〔設問〕

あなたがこの相談を受けた法律家甲であるとした場合、上記事案における憲法上の問題点について、どのような意見を述べるか。Xの憲法上の主張について、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にしたうえで、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

【参考資料】 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

（新聞紙に関する制限）

第71条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：憲法】

《出題趣旨》

本問では、未決拘禁者による新聞閲覧要求が拘置所長によって拒否されたことを、憲法上どのように評価すべきかが問われている。解答にあたっては、参考とすべき最高裁判例であるよど号ハイジャック記事抹消事件判決（最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁。以下「よど号判決」という。）で示された判断枠組みを踏まえて、原告から相談を受けた法律家としての立場から、適切なリーガル・オピニオン（法の見解）の提示を行うことになる。

本問ではまず、「いかなる憲法上の権利」の制限が問題となるのかを特定する必要がある。この点については、新聞記事の抹消が問題となった前記よど号判決では「新聞閲覧の自由」が問題となったことを想起して、当該自由が憲法21条1項の表現の自由の保障内容に含まれるかどうかを示す必要がある。一般に、明文のない権利については、なぜその権利が憲法上の保護を受けるのかを、条文の趣旨に即して丁寧に論証しなければならない。

次に、本問では未決拘禁者の自由制限が問題となっているため、未決勾留の目的や未決拘禁者の法的地位を考慮して、合憲性の判断枠組みを設定する必要がある。この点についても、よど号判決が示した「利益衡量論」および「相当の蓋然性」基準が念頭に置かれるべきであろう。

事案の検討にあたっては、よど号判決は「特定記事」の閲覧が制限されたのに対して、本問では「新聞全体」の閲覧が制限されていること、また、制限の理由についても、よど号判決では「記事の内容」であったのに対して、本問では「拘置所の業務増加」だったことをどのように評価するのがポイントとなる。さらに、「定期購読」か「差し入れ」かという違いを、未決拘禁者の地位や拘置所内の秩序維持に照らしてどう評価すべきかも、問題となり得るだろう。

なお、本問を解答するにあたっては、上記の点を踏まえつつ、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある論述となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

《解説・講評》

(1)本問の事案は、大阪高判平成21・6・11判時2056号65頁を素材としつつ、その事実関係に出題上必要な改変を加えたものである。

本問の主たる論点は、未決拘禁者の人権（人権総論）と表現の自由（人権各論）であるが、何れも大学法学部の憲法科目で学修する基本事項に関わるものである。また、参考判例であるよど号判決は、学部段階で必ず学修する基本判例である。その意味で本問は、基本的知識の正確な理解を前提として、それを具体的な事案を前にして用いることができるかを問う問題である。

(2)本問に解答するにあたってはまず、いかなる憲法上の権利が制約されているのかを特定する必要がある。本問では、Xが拘置所内で自らの希望する新聞紙を定期購読できなかったことを憲法上どのように評価するかであるが、それには2つの可能性が考えられる。第1は、新聞紙を閲読できなかったことに着目して、「新聞紙閲読の自由」が制約されたと捉える見方である。このような見方は、拘置所長が行った新聞記事抹消処分が被収容者の新聞紙閲読の自由を制約するものとした前記よど号判決で明らかにされた。新聞紙閲読の自由は憲法の明文で認められた権利ではないが、同判決は、同自由が憲法19条および21条の規定の趣旨、目的から派生原理として当然に導かれるとしている。そのように考える実質的根拠として、同判決は、「各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させること、また、「民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるため」であることを挙げている。これは学説でいわれる「自己実現の価値」と「自己統治の価値」に対応するものであろう。第2は、新聞からニュースなどの情報を得られなかったことに着目して、「情報摂取の自由」が制約されたと捉える可能性である。法廷メモ事件判決（最大判平1・3・8民集43巻2号89頁。以下「法廷メモ判決」という。）では、「情報等に接し、これを摂取する自由」が表現の自由を保障する憲法21条1項を根拠として導かれており、その実質的理​​由として、よど号判決と同じく自己実現の価値と自己統治の価値が挙げられている。

答案では、問題となる憲法上の権利が不明確であったり、どの憲法条文によって保障されているかを示していなかったりするものが見受けられた。問題となる憲法上の権利の特定は、憲法の事例問題の解答に不可欠の作業であり、正確に指摘することが求められる。また、憲法の明文で規定されていない権利については、それがどの憲法条文で保障されるのか（形式的根拠）、なぜ憲法上の権利として保障されるのか（実質的根拠）を判例や学説を手がかりに丁寧に示す必要がある。

(3)一方、規制者側の事情を考えると、もしXが希望するC紙の定期購読を認めると、毎日の職員による内容検査の対象が従来の2紙から3紙に増えるため、拘置所での業務負担は増加し、その結果、拘置所内の業務態勢に大きな影響が及ぶことになる。そこでY（拘置所長）としては、拘置所内の業務を増やさないように、C紙の定期購読を拒否したのだった。ここからは、Yの意図（規制の目的）が「特定の日刊紙」の定期購読を認めないことではなく、「3紙以上の日刊紙」の定期購読を認めないことであったことがわかる。実際、問題文にもあるように、差入れの方法での新聞の購読は可能なのであるから、Yが特定の日刊紙（本問ではC紙）の購読を認めない趣旨ではなかった事情がうかがわれる。

答案では、Y側の事情や利益を考慮しているものはほとんどなかった。しかし、規制者側の立場から、なぜそのような規制をしているのかを考慮することは、規制によって守られる利益（公益）が明らかになり、そのことは規制の目的は何であるか、それに見合った手段が選択されているかを考えることにもなるため、紛争の実態を具体的に理解したうえで、事案の適切な解決を導くことにつながる。

(4)以上を踏まえて、当事者（X）の利益と規制者側（Y）の利益をどのように調整するのかを論じることになる。本問では、Xの利益は憲法上の権利として保護されるものであるから、憲法上の権利の制約が認められるか否かの判断枠組みを設定する必要がある。

その際、本問では、よど号判決の事案と同じく、Xが未決拘禁者であることが考慮されるべきである。未決拘禁者は、刑事司法上の目的のために必要やむを得ない措置として自由を拘束されるのであり、その範囲外では原則として、「一般市民としての自由を保障されるべき者」（よど号判決）である。ここから判例は、監獄内部の規律および秩序の維持のための閲読の自由の制限は、目的達成のために「真に必要と認められる限度」にとどめられるべきものとしている。その具体的な事案解決の基準としては、①新聞閲読を許すことによって、監獄内の規律および秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる「相当の蓋然性」が認められる必要があり、かつ、②その場合でも、制限の程度は、障害発生の防止のために「必要かつ合理的な範囲」にとどまるべきものとしている。解答にあたっては、未決勾留の性格および判例理論に倣って「相当の蓋然性」基準に触れることが不可欠であろう。

本問事案の検討にあたっては、①Xが希望するC紙の定期購読を認めることによって、拘置所内の規律および秩序の維持上放置できない程度の障害が生ずる「相当の蓋然性」が認められるか否か、②認められる場合には、Yの措置が「必要かつ合理的な範囲」にとどまっているか否かを、問題文の事実に即して論述できるかが求められる。具体的には、①については、内容検査の現状と購読紙を増やした場合の業務態勢への影響、②については、差入れの方法による新聞購読は認められていることをどのように評価するのがポイントとなる。

答案では、判断枠組みや基準を適切に定立できていないもの、問題文の事情を丁寧に拾っていないものが多かった。よど号判決は重要基本判例なので、判例法理はもちろん、事実関係も理解しておくことが望まれる。

(5)その他

いくつかの答案では、Yが新聞紙の定期購読を認めなかったことが、憲法21条2項が禁止する検閲に該当するかを検討するものがあつた。しかし、一般に検閲とは表現物の「発表行為」を禁止することにより、表現や情報が言論空間に流通することを阻止することである。本問のように一般に公刊されている新聞紙の閲読を制限することは、言論空間に流通している情報へのアクセスを遮断するものとして、知る権利や情報摂取の自由の制約として捉えるのが、法的評価としては適切であろう。日頃から基本的な概念を正確に理解し、それがどのような事案で問題となったのかを意識する学習の積み重ねが求められる。

(6)全体の感想

本問は、具体的な事案について法律家としてどのような意見を述べるかを問うものである。解答にあたっては、一方当事者の立場から主張や反論を述べるのではなく、第三者の立場から、対立する利益や立場など様々な事情を考慮に入れて、一人の法律家として憲法上の問題点について意見を述べることが求められている。

答案では、相変わらず「Xの主張」「Yの反論」「私見」という見出しの下にそれぞれの立論を書き分けているものも見られたが、そのような答案は設問に答えるものではないため低評価とならざるを得なかった。「試験では求められたことに答える」、という基本姿勢を忘れないでほしい。

以上